

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公表番号】特表2012-523429(P2012-523429A)

【公表日】平成24年10月4日(2012.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2012-040

【出願番号】特願2012-504871(P2012-504871)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/366 (2006.01)

A 6 1 P 11/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/366

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 43/00 1 0 5

A 6 1 P 43/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月27日(2013.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

個体の軽度又は中程度又は重度の肺線維症の処置のための薬剤の調製におけるP I - 3キナーゼインヒビターの使用。

【請求項2】

前記P I - 3キナーゼインヒビターは、P I - 3キナーゼの可逆的阻害剤であることを特徴とする請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記P I - 3キナーゼインヒビターは、P I - 3キナーゼの不可逆阻害剤であることを特徴とする請求項1に記載の使用。

【請求項4】

前記肺線維症は特発性肺線維症であることを特徴とする請求項1に記載の使用。

【請求項5】

前記肺線維症が、石綿肺、囊胞性線維症、感染、環境アレルゲンへの接触、肺移植、自己免疫性疾患に関係しているか、または前記肺線維症が、薬剤性の肺線維症であることを特徴とする請求項1に記載の使用。

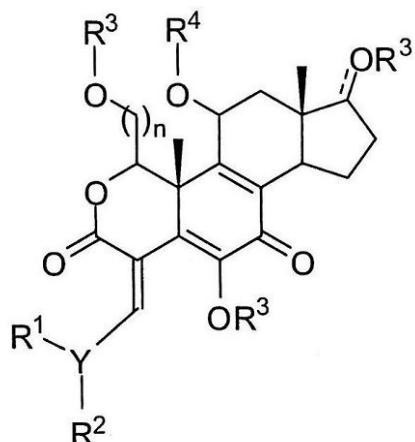
【請求項6】

線維化症状と診断された、または、線維化症状を有している疑いのある個体の線維化症状の処置のための薬剤の調製におけるウォルトマンニンまたはウォルトマンニンアナログの使用。

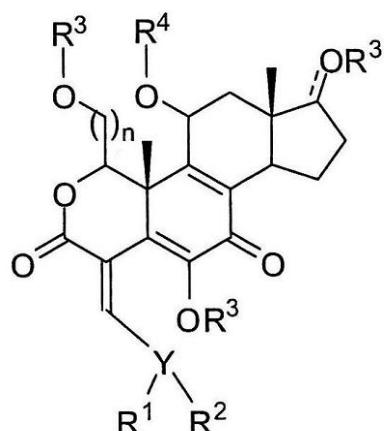
【請求項7】

前記ウォルトマンニンアナログが、以下の式の化合物であり、

【化1】



式IA



または

式IB

式中、

- - -は、任意の結合であり；

nは1 - 6であり；

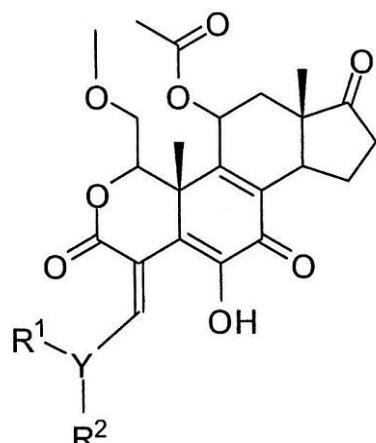
Yはヘテロ原子であり；

R¹及びR²は、不飽和のアルキル、非直鎖のアルキル、環式のアルキル、及び置換のアルキルから独立して選択され、又はR¹及びR²は、それらが付いている原子と共にヘテロシクロアルキル基を形成し；R³は、存在しないか、H、又はC₁ - C₆の置換又は非置換のアルキルであり；R⁴は、(C=O)R⁵、(C=O)OR⁵、(S=O)R⁵、(SO₂)R⁵、(PO₃)R⁵、(C=O)NR⁵R⁶であり；R⁵は、置換又は非置換のC₁ - C₆アルキルであり；及びR⁶は、置換又は非置換のC₁ - C₆アルキルである、ことを特徴とする請求項6に記載の使用。

【請求項8】

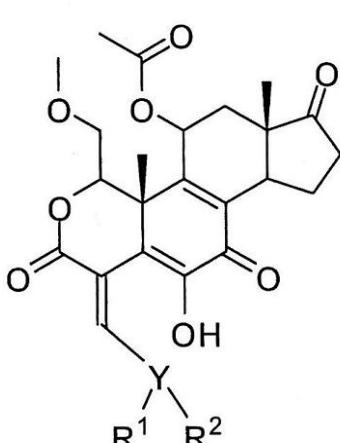
式IAまたは式IBの前記化合物が、以下から選択され、

【化2】



式IA

および



式IB

式中、Yはヘテロ原子であり、並びにR¹及びR²は、不飽和のアルキル、非直鎖のア

ルキル、環式のアルキル、及び置換のアルキルから独立して選択される、ことを特徴とする請求項 6 に記載の使用。

【請求項 9】

前記ウォルトマンニンアナログは、P I - 3 キナーゼインヒビターである、請求項 6 に記載の使用。

【請求項 10】

前記 P I - 3 キナーゼインヒビターは、P X - 8 6 6 であることを特徴とする請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

前記 P I - 3 キナーゼインヒビターは、P X - 8 6 7 であることを特徴とする請求項 9 に記載の使用。

【請求項 12】

前記線維化症状が、軽度、中程度、又は重度の、肺線維症、囊胞性線維症、眼線維症、心内膜心筋線維症、縦隔線維症、骨髄線維症、骨線維症、線維化性結腸疾患、後腹膜線維症、間質性肺炎、肺内の進行性塊状線維症、ケロイド、強皮症、瘢痕肥大、腎臓線維症、腸線維症、肝臓線維症、線維化性の胆汁うっ滞性肝炎、腎原性全身性線維症、臓器移植に関係する線維症、結合線維組織増殖症候群、又は、アナフィラキシーショック線維症であることを特徴とする請求項 6 に記載の使用。

【請求項 13】

前記線維化症状が、軽度、中程度、又は重度の特発性肺線維症であることを特徴とする請求項 6 に記載の使用。

【請求項 14】

前記線維化症状が、石綿肺、囊胞性線維症、感染、環境アレルゲンへの接触、自己免疫性疾患に関連した肺線維症であるか、又は、薬剤性の肺線維症であることを特徴とする請求項 6 に記載の使用。

【請求項 15】

前記線維化症状は、臓器移植に関連することを特徴とする請求項 6 に記載の使用。